

高齢者虐待防止のための指針

(認知症対応型共同生活介護)

令和4年11月1日

株式会社 ケイシン

目 次

1	高齢者虐待防止に関する基本的考え方	1
2	高齢者虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項	1
(1)	設置の目的	1
(2)	担当者	1
(3)	開催	1
(4)	役割	2
(5)	担当者の選任	2
3	高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針	2
(1)	定期的な研修の実施	2
(2)	新任職員への研修の実施	2
(3)	教育・研修の実施内容	2
(4)	記録及び保存	2
4	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	2
(1)	虐待等が発生した場合	2
(2)	緊急性の高い事案の場合	2
5	虐待等が発生した場合の相談・報告体制	3
(1)	虐待の通報を受けた場合	3
(2)	虐待等が疑われる場合	3
(3)	事業所内における虐待	3
(4)	事業所内における虐待が疑われる事案	3
6	成年後見制度の利用支援	3
7	虐待等に係る苦情解決方法	3
(1)	苦情相談	3
(2)	個人情報	3
(3)	報告	3
8	指針の閲覧について	3
9	その他	4
附 則		4

高齢者虐待防止のための指針

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

本事業所では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止検討委員会」を設置します。

なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし、管理者、計画作成担当者及び介護支援専門員並びに看護師を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、「担当者」という。）」とします。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合にはその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

(2) 担当者

- ア 施設長
- イ 管理者
- ウ 介護支援専門員
- エ 計画作成担当者
- オ 看護師
- カ 介護職
- キ その他必要に応じ委員を指名する。

(3) 開催

- ア 委員会は、年2回以上開催します。
- イ 虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。
- ウ 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内の別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。

(4) 役 割

- ア 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
- エ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(5) 担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、管理者が指名することとします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、次のとおり実施します。

(1) 定期的な研修の実施

年2回以上行います。

(2) 新任職員への研修の実施

新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

(3) 教育・研修の実施内容

- ア 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- イ 成年後見制度の理解
- ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- エ 早期発見・事前確認と報告等の手順
- オ 発生した場合の改善策

(4) 記録及び保存

実施した研修についての実施内容（研修資料）、実施概要及び出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合

速やかに行政機関等に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合

行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 虐待の通報を受けた場合

入居者、入居者家族及び職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、第2項第5号で定められた高齢者虐待防止担当者となります。

(2) 虐待等が疑われる場合

事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

(3) 事業所内における虐待

事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

(4) 事業所内における虐待が疑われる事案

事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 苦情相談

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。

(2) 個人情報

苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

(3) 報告

対応の結果は、相談者にも報告します。

8 指針の閲覧について

本指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように施設内に設置します。更に、当グループのホームページにも公表します。

9 その他

第3項に定める職員研修のほか、行政機関等から提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう常に研鑽を図ります。

附 則

- 1 この指針は、令和4年11月1日より施行します。
- 2 この一部改正は、令和6年3月1日より施行します。